

朗報！「家族滞在」から 「定住者」ビザ変更について

法務省より地方入国管理局に「『家族滞在』の在留資格をもって在留する者からの『定住者』への在留資格変更許可申請における留意事項について」の通知が提出されました。



「家族滞在ビザ」では、1週間28時間しか働けませんでした…

日本には「家族滞在」の資格を持つ外国人が約12万6千人住んでいます。家族滞在ビザとは、日本で就労ビザや学生ビザを取得して在留している人の扶養を受ける配偶者や子供が、日本で一緒に生活する場合に認められるビザです。

家族滞在ビザの在留期限は5年から3か月の11種類が規定されています。ただし、家族滞在ビザで在留する人の在留期間は、扶養者の在留期間と同じになるので、扶養者の在留期間が満了すると家族滞在ビザを持っている人の在留期間も満了することになります。

しかし家族滞在中に在留している人の中には、小さいころから日本で暮らし、日本の義務教育を経て高校を卒業している等、日本社会への十分な定着性が認められる人がいます。彼らが高校卒業後、就職したり大学進学のために費用を稼ごうとする場合、家族滞在の在留資格では、資格外活動許可の範囲内（週28時間以内）しか働くことができません。また、仕事の内容が「人文知識・国際業務」等の就労資格に該当するものであったとしても、学歴や職歴の基準に適合せず、結果として就職の機会が限定される等、本人にとって酷なものとなることもあります。

そこで「家族滞在」で在留する人で、日本で義務教育の大半を終了し、日本の高校を卒業している人が「定住者」への在留資格変更許可申請をした場合、日本の社会に十分定着性が認められる人として「定住者」に変更許可する方向で検討してもらえようになりました。兄弟や親子間で拒否の判断が異なる場合もありますが、家族単位で判断するのではなく、個々に判断されるようです。

20才を過ぎると変更が難しくなりそうです。日本に就職して日本でずっと暮らしたいと考えている人はビザの変更にチャレンジしてみたい人はいかがですか。

解説・ふじみの国際交流センター 理事長 石井 ナナエ

再婚禁止期間を6か月(180日)から100日間と短くなりました。



市民のことについて決められた法律、民法733条1項には、「女性は離婚後6か月を経過しなければ再婚できない」とあります。この法律は離婚後再婚した女性が妊娠した状態になったときこれから生まれてくる子どもが、前の夫の子なのか、現在の夫の子なのかという問題が出てきたことから生まれたものでした。「離婚後300日以内に生まれた子どもは前の夫の子ども、婚姻後200日後の子は現在の夫の子」と決めていました。そこで妊娠が見た目でもわかる6か月(180日)を再婚禁止期間と決めていました。

この問題を疑問に感じた女性が、今までの法律は「必要以上の制約」として裁判をおこしました。その結果最高裁判所は、「医療や科学技術の発達で、100日を超える部分は制約となった」という判断をしました。こうした結果から法務大臣も「離婚後100日を経た人からの婚姻届は今後受け取るように」という通知を、全国自治体に出しました。こうして再婚待ちの女性にとってうれしい発表となりました。

「個人番号カード」を申請してみましたか

前の号で詳しく説明しました「個人番号カード(マイナンバーカード)」がいよいよ1月から発行されました。もう皆さんもお手元に持っている方もおられるでしょう。

FICECの日本語教室でも、カード申請のことを質問される学習者もあり、関心の高さをうかがわせます。個人番号カードは、本人の顔写真が貼ってあり、ICチップも埋め込まれていますので、運転免許証のように公的な身分証明書として使えますので、身分を証明する時とても便利です。不明な場合はFICECにお問い合わせください。

小・中・特別支援学校 入学案内説明会

今年春に入学する児童・生徒の保護者への入学案内説明会が始まっています。

小学校に入るお子さんを持っている家庭には、1月中旬に世帯主あてに「就学通知書」が郵送されています。中学校の「就学通知書」は小学校を通して配られています。

初めてお子さんを小・中学校に入れる保護者の方には日本の学校を知る良い機会です。お子さんが学校に行っている間は、学校から多くの連絡のお便りが出されます。

また、学校生活でのさまざまな情報も話されます。お子さんの学校生活に支障が出ないように、ぜひ通学予定の学校で開かれる説明会に参加しましょう。

FICEC 日本語教室のイベント情報

■ひな祭りを一緒に楽しみませんか

- 日 時 3月3日(木) 11時より
- 場 所 ふじみの国際交流センター
- 参加は自由です。無料

日本語教室は毎週木曜10時から始まります。日本語会話の勉強をしますが、日本の伝統行事を楽しむ企画も行っています。ぜひ参加してください。

■12月はそば打ち、1月は書き初めを体験してもらいました。



「そば打ち体験と書き初め体験」

